

八尾市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市男女共同参画推進条例（平成21年八尾市条例第29号。以下「条例」という。）第16条第6項の規定に基づき、八尾市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の任務について委員を補佐する。

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、会議に出席した日1日につき、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）別表中「その他の委員」について定める額とする。ただし、条例第16条第4項に規定する学識経験者については、同表中「専門委員その他非常勤の職員」について定める額で、会議に出席した日1日につき21,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市の職員については、同項の報酬を支給しない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、人権文化ふれあい部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。